

# 知的障害者の人権に関する考察

裁判事例と調査事例を中心に

川上 輝昭

---

- 1 本稿の課題
- 2 知的障害者の人権に関する歴史
- 3 人権侵害事件の事例
- 4 考察
- 5 結び

## 1 本稿の課題

本稿の課題について考察を進めるに当たり、まず知的障害者の定義及び人権に関する基本的な法制度の内容と知的障害者数及びその処遇の状況について確認をしておきたい。

障害者の定義について、障害者基本法の第2条では「この法律において障害者とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下障害と総称する）があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう」とされている。

人権については、憲法第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」とされており、同第13条では「すべて国民は、個人として尊重される」とされている。また、障害者基本法の第3条1項では基本的理念が示されており、「すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする」とされている。この内容は憲法第11条及び第13条に示されている理念を具体化しているものと思われる。

このような法制度のもとでは、理念上は働く場においても生活の場においても知的障害者に対する人権侵害事件は生じないはずである。しかし現実には数多く発生している。

次に我が国における知的障害者数と処遇の状況について確認をしておきたい。平成7年に厚生省（当時）が実施した「精神薄弱児（者）基礎調査」によれば、我が国における知的障害者の総数は41万3,000人と推定されている。この内、知的障害児（18歳未満）は9万6,300人で、その内訳は在宅者が8万5,600人、施設入所者が1万700人とされている。知的障害者（18歳以上）は30万500人で、その内訳は在宅者が19万5,300人、施設入所者が10万5,200人とされている。なお、このほかに在宅者で年齢不詳者は1万6,200人とされている。この数値は前回調査時（平成2年）の38万5,100

人と比較して2万7,900人、比率にして7.2%増となっている<sup>(1)</sup>。

本稿の課題は、知的障害者に対する人権侵害事件はどのような場で発生しているのか、また、それはどのような内容であるのかについて具体的な事例をもとに、知的障害者の人権を擁護し、発展させる立場から考察を試みることである。

近年、ノーマライゼーション（Normalization）の理念が広まり、我が国においても知的障害者の社会参加が積極的に進められるようになってきた。この新しい潮流は今後ますます加速していくものと思われる。しかし、現実には知的障害者に対する人権侵害という深刻な事態は生じており、社会参加が進むにしたがって増加することも考えられる。自由と平等、そして基本的人権の尊重という日本国憲法に示されている根本理念のうえからも、かかる事態は絶対に避けなければならない。以下、知的障害者の人権について国際的な歴史を概観したうえで、我が国における裁判事例と筆者が実施した調査事例を中心に人権侵害の具体的な内容、そして知的障害者に対する人権擁護の動向と課題を取り上げてみたい。

## 2 知的障害者の人権に関する歴史

### (1) 人権が認められなかった時代

第2次世界大戦終決以前における障害者とりわけ知的障害者の人権は、多くの国々で軽視されたり無視されたりすることが多かった。その主な理由は、社会や企業が求めている生産活動に従事できない、軍隊として必要な戦力になりにくい、あるいは民族の存続と繁栄に悪影響を及ぼす可能性があるなどによるものであった。例えば、ドイツにおいては、ゲルマン民族の優秀性を保持するためには知的障害者の存在そのものが否定され、一時期抹殺されたという歴史もある<sup>(2)</sup>。また、米国やスウェーデンにおいても知的障害者に対する処遇の歴史は人権が認められなかったという点ではドイツの歴史とほぼ共通しており、社会や地域から隔離されたこともあった。

我が国においても多くの知的障害者は人権が認められず、社会や地域から、そしてときには恥ずかしい存在として家庭からも排除されたという歴史をたどってきた。

### (2) ノーマライゼーション思想の台頭

第2次世界大戦終決後、このような歴史への反省をもとに障害の有無を越えて、すべての人が人として尊重されなければならないという考え方が台頭してきた。それがノーマライゼーション思想である。

このノーマライゼーション思想を最初に提唱したのはデンマーク政府の行政官であったニルス・エリック・バンク・ミケルセン（Neils Erik Bank - Mikkelsen, 1919～1990）である。

ノーマライゼーションという用語が世界で初めて公式に登場したのは1953年12月、デンマーク社会省に設置された「知的障害者に関する福祉政策委員会」であった。バンク・ミケルセンは同委員

(1) 総理府障害者施策推進本部『よくわかる障害者施策1999年版』中央法規出版、1999年、18頁～21頁。

(2) ヒュー・G. ギャラファー著、長瀬修訳『ナチスドイツと障害者安楽死計画』現代書館、1998年、131頁以下。

会の委員長に就任し、「知的障害をもっている人、その人は、ひとりの人格をもつものであり、ノーマルな人びとと同じように生活する権利をもつ人間である」という新しい理念を盛り込んだ報告書を作成した<sup>(3)</sup>。この報告書を元にデンマークでは世界に先駆けて知的障害者の人権に関する法律が1959年に制定された。

1962年、米国のケネディ（John Fitzgerald Kennedy, 1917～1963）大統領は知的障害者のための新しい対策を立案するためにバンク・ミケルセンを含む北欧の専門家を招いた。バンク・ミケルセンは米国内の知的障害者施設を見学後にテレビ出演し、感想を求められて、「デンマークは酪農の国です。しかし、我が国の牛でさえもこのようなひどい環境に置かれていません」<sup>(4)</sup>と語り、全米に大きな反響を与えた。

その後、米国でも知的障害者の人権が取り上げられるようになり、ノーマライゼーション思想のもとに施設収容が見直されて家庭や地域での生活へと移行し始めた。

### (3) 人権意識の拡大

1960年代から、各国において障害者に対する差別と偏見をなくして、障害の有無を越えて共生できる新しい時代を築こうとする共通の決意が示されるようになった。この決意が国際連合の総会で具体的に示されたのが1971年の第26回総会である。この総会で歴史上最初の「精神遅滞者の権利に関する宣言」が採択された。その後、1975年に「障害者の権利に関する宣言」、1976年には1981年を障害者の完全参加と平等をテーマとする「国際障害者年」とすることが採択され、1977年には「盲聾者の権利に関する宣言」、1981年には1983～1992年を「障害者に関する世界行動計画と国連障害者の10年」とすることが採択された。

このような歴史をたどりながら障害者、とりわけ知的障害者に対する人権尊重の理念は世界各国において徐々に具体化されるようになってきた。しかし、先進国、発展途上国を問わず、なお知的障害者の人権が侵害されている例は少なくない。

最近の我が国においても知的障害者に対する人権侵害事件は発生しており、次にその具体的な事例を取り上げてみたい。

## 3 人権侵害事件の事例

知的障害者に対する人権侵害事件について、法廷で明らかにされた事例、筆者が調査した事例、そして新聞紙上などで報道された事例をもとに具体的な内容を概観する。

### (1) 法廷で明らかにされた事例

茨城県内の企業で発生した事件

---

(3) 花村春樹著『「ノーマライゼーションの父」N. E. バンクミケルセン』ミネルヴァ書房、1999年、81頁。

(4) ロバート・パースキー、マーサ・パースキー著、白井裕子、山本千恵、渡辺季與子訳『やさしい隣人達』星雲社、2000年、92頁。

この事件は1996年1月、茨城県内で紙器製造会社を営んでいるA社長が障害者雇用助成金850万円の詐欺罪と、女性従業員（知的障害者）に対する傷害罪で逮捕されたことから全国的に明るみとなった。

A社長から虐待を受けた被害者たちは全員が従業員寮での生活を送っていた。この従業員寮は紙器製造会社が障害者雇用促進協会（旧労働省所管）から多額の助成金を受けて建築したものである。事件当時は男女合わせて20数名（男性が10数名、女性が10名弱）がこの寮で生活していた。

逮捕されたA社長は、工作中的従業員に対して無差別に殴る、蹴るなどの暴行を繰り返していただけでなく、寮においても複数の女性従業員に対して暴行や性的虐待をも繰り返していた。

この事態について、知的障害のある複数の従業員が地元の警察や職業安定所、社会福祉事務所などに訴えていたにもかかわらず、いずれの公的機関も事実の確認を怠っていた。

この悲惨な事件は国会でも取り上げられた。1997年3月4日の衆議院予算委員会で、北側一雄委員は、知的障害者を多数雇用している事業所や従業員寮で発生した虐待事件について質問した。答弁に立った岡野裕労働大臣（当時）は「（労働行政の）至らないことを誠に痛感し、お詫びします。（虐待や金銭被害の）話を聞けば聞くほど、労働行政の取り組みが不十分との思いが深くなる」<sup>(5)</sup>と謝罪した。引き続いて答弁に立った小泉純一郎厚生大臣（当時）も「障害者の方が関係方面にかなり苦情や実情を訴えたにもかかわらず、悪質な事業主を摘発したり、しかるべき措置が取られなかった。配慮や誠意に欠ける面があった」<sup>(6)</sup>と謝罪した。

この質疑について毎日新聞取材班は、「この事件では労働省が全面的に矢面に立たされている観があるが、もとはといえば、知的障害者が地域で暮らすための福祉サービスや家族支援が不足している厚生行政の欠陥こそ主要な原因である。厚生省は本来、主犯であるはずなのに、どこか他人事のような印象がぬぐえない」<sup>(7)</sup>と指摘している。

1997年3月、水戸地方裁判所は被告人Aに対して懲役3年、執行猶予4年の判決を下した。

#### 滋賀県内の企業で発生した事件

この事件は、滋賀県内で衣料品製造会社を営むB社長が、1980年ごろからおよそ14年間にわたって知的障害のある複数の従業員に対して暴力や侮辱、そして彼らの預貯金や年金を横領していたという事件であり、また事件が発覚するまでの14年の間に4人が死亡し、4人が行方不明となっているという事件でもある。

事件発覚当時の従業員は22名で、その大部分の者は会社が所有している寮で生活していた。工場内での暴行や虐待だけでなく、寮生活の面においても食事がきわめて不十分であったり、外出することも厳しく制限されたりしていた。寮生活を送っていた従業員たちはB社長に健康保険証を取り上げられていたために、健康を害しても病院へ行くこともできないという状態であった。

1990年2月、知的障害がある一人の男性従業員（当時34歳）が死亡した。その後、この男性従業

(5) 毎日新聞社会部取材班『福祉を食う』毎日新聞社、1998年、69～70頁。

(6) 同上、69～70頁。

(7) 同上、70～71頁。

員が死亡した原因は、B社長とその側近者による虐待であったことが判明した。虐待の一例についてある従業員は、「社長がTくん（死亡した男性従業員）を寝袋に入れ、鎖を寝袋に通して足をしばり、顔だけは出していたが首をガムテープでぐるぐると巻いた。・・・奥さんがしばったり、ぐるぐる巻いたりしたこともあった。私も命令されてしばったけど、とてもかわいそうでいやだった。手錠は手と足にかけたままだった」<sup>(8)</sup>と語っている。

1996年9月、死亡した男性従業員の両親はB社長を大津地方検察庁に「保護責任者遺棄致死罪」で告訴した。告訴内容の要旨は次の通りである。

「被告人（B社長）は1989年3月に告訴人の息子（当時32歳）を雇用し、従業員寮に住まわせていた。就職後、本人の精神科の薬を取り上げ、勝手に焼き捨てて病状の悪化を来さしめ、また本人に暴行・虐待を加えた。そのうえ必要な医療を受けさせず、死亡に至らしめた」<sup>(9)</sup>。

事件が発覚したのは1994年11月であった。この会社で働き、従業員寮で暮らしていた子供たちの様子に不自然さを感じていた保護者たちが集まり、真相を解明する動きが始まったことがきっかけであった。7家族が集まったこの集会では生々しい様子が次々と報告され、その内容は労働と生活の両面にわたっていた。例えば「娘が赤いあざや青いあざを作っている」、「社長が叩く、蹴る等の暴力を働いているらしい」、「会社にも寮にも冷房や暖房がない」、「寮のふとんが古くて湿っている」、「夕食の時間が遅く、内容も貧しい」、「給料をもらっていないようである」、「休みがない」、「本人の年金が使い込まれているようだ」、「本人に会いに行っても無表情で活気がない」等の発言が相次いだ<sup>(10)</sup>。

保護者たちはB社長に直接会って事実を一つ一つ確かめながら虐待防止のための申し入れをした。それは「食事を食べさせてほしい」、「給料に手をつけないでほしい」、「暴力は止めてほしい」等、ごく自然で当然のことばかりであった。しかしB社長から誠意ある返事は得られなかった。

裁判の過程で、年金横領の手口は次のような方法で行なわれていたことが明らかになった。

入社に際してB社長は、保護者に対して「親代わりだ、一生面倒をみるのだから」などと言い、年金証書、届出印鑑、預金通帳等を受け取った。当初は郵便局から直接年金を受給して自己のものにしていた。その後、地元信用金庫の支店に各人名義の口座を開設し、預金通帳はB社長が保管していた。この年金を担保として同信用金庫からまず500万円の融資を受けた。その後も年金を担保として融資を受け続けた。

1996年5月、B社長は年金横領の容疑で逮捕され、起訴された。刑事裁判は、同年7月にB社長を被告として第1回公判が開かれた。検察官による冒頭陳述の要旨は次の通りである。

「被告人は従業員4名の障害基礎年金計1430万円を無断で払い戻し、自己の預金口座へ入金するなどして横領した。以後の支給年金も逐次引き出すなどした」<sup>(11)</sup>。

1997年1月、大津地方裁判所はB被告に対して懲役1年6か月の判決を下した。

---

(8) 高谷清著『透明な鎖』大月書店、1999年、77頁。

(9) 同上、82～83頁。

(10) 同上、15頁。

(11) 同上、125頁。

### 福島県内の福祉施設で発生した事件

この福祉施設は福島県内にある知的障害者の入所更生施設であるが、東京都の都外施設であった。この施設は社会福祉法人によって運営されており、理事長・施設長はCが兼務していた。入所定員は30名で、1997年9月時点では32名が入所していた。この内、男性は24名、女性は8名であった。1997年4月以降、この更生施設において知的障害者に対する虐待行為と人権侵害が繰り返されていたことが告発によって明らかになった。その内容は薬による虐待、暴力、性的虐待、保護者からの寄付金の強要等、筆舌に絶するほど悲惨なものであった。

薬による虐待は、多動で職員にとって負担となる入所者に対して大量の薬を服用させ、すべての動きを封じたとされるものである。それはすべてC理事長の指示によるものであった。被害者たちは夕食後から翌朝まで就寝させられ自由な活動は許されなかった。

暴力による虐待は、知的障害者の指導に際しては体罰が有効であるというC理事長の自論が実践され、C理事長だけでなく他の複数の職員も入所者に対して殴る、蹴る等の暴力を日常的に繰り返していた。

性的虐待は、人件費の節約という理由のもとにC理事長が宿直や夜勤を担当していたことから引き起こされた。女性入所者の証言によればC理事長が「風呂場をのぞく」、「裸を見る」、「胸をさわる」などのセクハラ行為が日常的に繰り返されていた。また女性が入浴中の風呂に入ったり、女性を裸にして同じ布団で寝ていたこと等も入所者の証言から明らかにされた<sup>(12)</sup>。

保護者からの寄付金の強要は、この福祉施設が福島県から社会福祉法人の認可を受けるために必要な資金2億4000万円を確保するために、C理事長が入所していた30名の保護者から一人当たり800万円の寄付を強制的に求めたものである。一時に800万円を支払うことができない保護者に対してはその一部を現金で、残額は10年間の分割払いとすることを誓約させていた。

1998年1月、法務省人権擁護局と福島地方法務局はこの知的障害者施設において暴力や薬物投与などの虐待の事実が認められたとして、C理事長に園生への人権侵害を深く自戒し、被害者に謝罪するよう勧告を行った<sup>(13)</sup>。

その後、この福祉施設は廃園となった。

### 東京都内の福祉施設で発生した事件

この福祉施設は東京都内にある女性だけの知的障害者更生施設である。この施設の男性職員が入所者に対して日常的に体罰や暴力行為を繰り返していた。事件の一例は次の通りである。

1999年2月、男性職員D（当時27歳）は、知的障害のある女性入所者Eさん（当時29歳）が指示に従わなかったという理由で殴る、蹴るの暴行を加えて負傷させた。この暴行事件ではD職員だけでなく、男性職員F（当時34歳）もD職員と同じように暴行を加えていた。

この施設で発生した事件の核心は暴行そのものではなく、暴行を加えたD職員に対して施設長が

(12) 副島洋明著『知的障害者・奪われた人権』明石書店、2000年、60～68頁。

(13) 三好誠三「福祉行政情報」『福祉就労』No.79、1998年、現代書館、90頁。

解雇を通告し、その解雇撤回をめぐってD職員とその支援者である全国福祉労働組合が解雇撤回を求めて運動を展開したことである。

知的障害者に対して、指示に従わないという理由で体罰や暴行事件を起こした職員に対する解雇に正当性が認められるか否かという問題に加えて、必要な指導あるいは止むを得ない事情という理由で入所者に対する体罰や暴行が許されるか否かという問題についても問われた。

本件は結果的にD職員がEさんに対して謝罪し、退職することで施設側との間に和解が成立した<sup>(14)</sup>。

#### 東京都内で発生した放火容疑事件

1997年5月、東京都内にある知的障害者通所授産施設の物置から出火し、ダンボールや新聞紙が燃えるという火災が発生した。火災の発生時刻は深夜であった。その日の午前5時ごろ、その授産施設に通っている知的障害者の男性Gさん（当時56歳）が小金井警察署に任意同行を求められ、放火を自供したために逮捕された。

Gさんは通常の言葉を正確に理解する力が不足していただけでなく、文字を書いたり読んだりする力も十分には持ち合わせておらず、自分の名前を平仮名で書いたり読んだりすることが精一杯という状態であった。

Gさんが逮捕された当時、この付近一帯で放火が原因と思われる火災事件が相次いで発生しており、地元の警察署は特別警戒態勢で臨んでいた。Gさんが任意同行を求められた直接の理由は、授産施設から火災が発生した時間帯に、現場から600メートルほど離れているコンビニエンスストア一付近を歩いており、所持品にライターがあったということであった。

取り調べの過程で放火を自供したとされているが、担当の弁護士がGさんから聞き取った内容をつなぎ合わせた結果によれば、取り調べ警察官との会話は「火をつけたといった。最初はやっていないといった。火をつけたといえ、うちに帰れるといわれた」<sup>(15)</sup>とのことである。公判で自白調書が提出されているとはいえ、このような経過での自白は事実在即しているか否が大いに疑問がある、と担当の弁護士は指摘している。

Gさんが放火容疑で逮捕された以後も放火と思われる火災事件は多発しているという現実があり、Gさんを支援する人たちは逮捕容疑の信ぴょう性は薄いと推測している。

地元の警察署における最初の取り調べにおいて、担当の警察官はGさんの人権について最も重要なことを軽視していた事実も明らかになっている。それは、取り調べに際して警察官はGさんに黙秘権があること、そして弁護士を依頼する権利があることを告知しておらず、説明もしていなかったということである。それは憲法及び刑事訴訟法<sup>(16)</sup>に反しており、知的障害者に対する不当な差

(14) 副島洋明著『知的障害者・奪われた人権』明石書店、2000年、138頁。

(15) 同上、154～157頁。

(16) 日本国憲法第38条1項「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」、3項「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」

刑事訴訟法第30条1項「被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる。」、同第311条1項「被告人は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し、供述を拒むことができる。」

別であるとして公判でも厳しく争われた。しかし、判決に際してこのことは考慮されなかった。1999年7月、東京地方裁判所八王子支部は被告であるGさんに対して懲役1年8か月の判決を下した。弁護団はこの判決を不服として直ちに東京高等裁判所へ控訴した。しかし、2000年7月、東京高裁は控訴棄却の判決を下した。本件は2000年12月現在、最高裁判所へ上告されている。

#### 愛知県内の養護学校で発生した体罰事件

この事件の内容は、愛知県内に設置されている公立の養護学校高等部に在籍していたHさん（28歳）が1989年9月、校内での学習時間中に同校の教師から体罰を受けて目に3週間のけがをしたとして、任命権者である名古屋市に対して90万円余の損害賠償を求めたものである。

1993年6月、一審の名古屋地方裁判所は「信頼できる記憶で、体験に基づくものだ」としてHさんの証言の信用性を認め、被告の名古屋市に対して約30万円の損害賠償を支払うよう命じた。被告側は「知的障害者の証言は信用性に欠ける」として控訴した。

1995年11月、二審の名古屋高等裁判所は「証言は母親の影響下でなされ、どこまでが原告の記憶に基づくものか判然としない」、「体罰前後のやりとりなど細部にわたる情景描写がない」などと証言に疑問があるとして体罰を認めなかった。原告は「障害児を理解していない判決だ」として上告した。

1999年11月、最高裁判所第3小法廷は二審判決を支持し、上告棄却の判決を下した<sup>(17)</sup>。

知的障害者であるHさんの証言の信用性は最高裁によって否定された。原告の弁護士は「親が代弁した原告の言葉を無視した二審判決を無批判に受け入れたもので、これでは知的障害者が虐待などの被害を受けても、裁判に訴えられなくなってしまう」と批判している<sup>(18)</sup>。

本件は法廷における知的障害者の証言に信用性が認められるか否かが正面から取り上げられた注目すべき裁判であった。また、この裁判をめぐる知的障害者を対象とした養護学校の教師たちも証言に立ち、原告側と被告側に分かれて知的障害者の証言は信用できるか否かについて激しく対立したのも特徴的であった。

#### (2) 調査による事例

筆者は、知的障害者が働く場においてどのような問題を抱えているかについて、聞き取りによる実態調査を行なった<sup>(19)</sup>。調査時期は1999年10～11月、調査対象者は知的障害者を対象とした養護学校高等部の卒業生で一般企業で働いている者、調査対象者は24名（男性15名、女性9名）、調査場所は名古屋市内である。

なお、本人に言葉の障害がある者については保護者からの補足説明を得ながら聞き取りを行なった。

---

(17) 『朝日新聞』1999年11月9日（夕刊）。

(18) 同上。

(19) 川上輝昭「知的障害者の労働権保障について」『全障研第34回全国大会レポート要旨集』2000年、152頁、及び『全障研第34回全国大会報告集』全国障害者問題研究会、2000年、128～129頁。



本稿では5名についてその概要を取り上げる。なお、記載の内容は氏名、性別、勤務先における仕事の内容、勤続年数（月数は四捨五入）の順である。

問 「あなたが仕事をするうえで、困っていると感じていることはどんなことですか」

I, 男性, 金属加工, 勤続7年

・要旨

仕事の評価はいつも最低、だから給料は入社以来一度も上がったことがない。当然、ボーナスも貰えない。その代わりに年末には皆勤賞が貰える、それが楽しみで一日も休んだことがない。ところが、この前はこの皆勤賞を誰かに盗まれてしまった。お金がなくなって袋だけだった。いつも一緒に仕事をしている人にこのことを言ったら、皆に言ったら会社の中が大騒ぎになり、あなたが勤めづらくなる。今は黙っている方がいいと言われた。だから会社の人には誰にも話さなかった。会社で働いている人は皆いい人ばかりと思っていたけど、悪い人もいることが分かり、会社へ行くのが何だかつまらなくなってきた。

・補記

保護者によれば、入社的时候はとにかく就職できることだけでありがたいと思い、給料のことはもちろん、その他のこともすべて職業安定所の方と会社の方にお任せした。正直なところ、そのときはあの子（Iさん）にお金が貰えるような仕事ができるかどうか確信は持てなかった。後になって疑問も湧いてきたが、そのときは最賃除外（註・最低賃金法に基づく最低賃金除外対象者）がどんなことなのか全く分からなかった。今になっても入社的时候と同じお金しか貰えないということは、あの子の最賃除外ということが関係しているのではないかという気がしている、とのことであった。

J, 女性, クリーニング, 勤続2年

・要旨

もうすでに退職した。とても耐えられなかったから。本当は退職させられた。間違いばかりすると行って大声で叱られたり、時には社長さんに蹴とばされたりすることもあった。仕事をしていて邪魔、邪魔と言って追い払われることもあった。仕事が終わって他の店のようなところへ連れて行かれてお皿を洗わされたこともあった。会社はあなたに払う金だけ毎月損をしている。この損をなくするためにはどうしたらよいか、自分で考えてくれと言われたこともあった。

あまりにも悔しいことばかりなので、職業安定所へ相談に行ったら、係の人がウンウンと返事をしているだけで何も言ってくれなかった。最後に今どきぜいたくなことを言っていてはどこへ行っても仕事なんかはないよと言われた。学校の先生（出身校）に相談したら、忙しくて卒業した人のことまで考える余裕などない、自分で何とかしなさいと言われた。

仕事を辞めた今は、もう叱られたり蹴られたりすることもないので泣くことはない。仕事を辞めて毎日が楽しくなり、本当に良かった。

・補記

知的障害者に対する差別と偏見、人権意識の欠如が端的に表れている事例である。それは、

事業主の「こんな子が辞めても代わりはいくらでもおる、今すぐ辞めてもらってもよい」という暴言が何よりこのことを物語っている。

また、本人と保護者が相談に出かけているにもかかわらず、事業主から事実確認を行なう等の適切な措置を取らなかった職業安定所や相談の内容に耳を傾けようとしなかった学校の教師に対しても、本人と保護者は激しい口調で非難していた。

K, 女性, クリーニング, 勤続7年

・要旨

バスタオルのほかに布団のカバーやシーツ, 浴衣などのコース(ライン)があるけど, ずっとバスタオルの仕事ばかりやっている。違うコースの仕事もやってみたいと言うと, 半人前以下の仕事しかできないのに口だけは一人前だなー, と言って取り合ってもらえない。

ある日, 新しい機械が入ってきて, その使い方の説明があった。その場では分かったと思ったけど, 実際に仕事が始まると自信がなかったのでもう一度(機械の操作手順を)聞いたら, この前の説明のとき何を聞いていたのだ, と叱られた。(私が)難しい漢字を読むことはできないことを知っているのに, これを分かるまで読んでから質問せよ, と言って漢字や片仮名がいっぱい書いてある説明書を渡された。

以前, 上の人(上司)から, 不景気で会社の仕事が少ないようになってきたので赤字になってきている, だからボーナスは少ししか出せないという話があった。そのとき, 皆の前で私の顔を見ながら, 誰かさんのように何年たっても同じ仕事しかできない人にも給料だけは一人前に出しているのだから(Kさんは, 自分の存在が赤字の原因のように言われたと受けとめている), と言われたときは本当に嫌な気持ちになり, とても辛かった。

・補記

嫌な思いをしたことで, 上記のほかにも「もう7年にもなるのにまだ‘寿退社’(結婚退職)をしないのか, いい加減で相手を見つけないとおばさんになってしまうぞ」と言われることもあるという。また給料のことについて, 2年目から全く上がっていないことを話したとき, 「今でも出すぎぐらい出している, もっとたくさん欲しければ他の所で働けばよい, 世の中にはわずかな時間でたくさん稼げるところもある」と言われたこともあるという。

L, 男性, 金属加工, 勤続8年

・要旨

真面目だけがとりえで, 入社以来一日も休んだことがない。このことだけは親としても褒めてやりたいし, 我が子ながら誇りに思っている。入社の際は8時から5時半まで働かせてもらえる場があるだけでもありがたいと思っていたが, 仕事も次第にできるようになり, 会社の方の評価も徐々に高くなってきた。できることなら気持ちだけでも給料を上げてほしいというのが本音です。入社以来, 一度も昇給したことはなく, ボーナスも貰えないので親としてこれから先, どう励ましてよいのやら, 心配が尽きない。

・補記

Lさんは知的障害のほかにも言語発達にも遅れがある。あいさつ程度の言葉は可能であるが、相手の言葉をそのまま繰り返すことが多く、日常会話は困難である。このため主として保護者から聞き取りを行なった。

M, 男性, 求職中

・要旨

新聞の求人案内を見て自宅から比較的近いところにある会社を訪ねた。名前や住所、出身学校のことなどを話している途中に、うちの会社は日本人しか雇わないことにしている。(具体的に複数の国名を挙げながら) あんたはどこの国の人間だ、と言われた。履歴書を渡したら、これはどこの国の字だ、こんな字は見たことがないし読めもしないと言って突き返された。そして、忙しいのでこれ以上話すことも聞くこともない、邪魔だからすぐ帰ってくれと言われた。

・補記

Mさんは言葉の発音が不明瞭で聞き取りにくく、文字も不揃いで読みにくい。養護学校の高等部に在学していた当時から自立心が非常に強く、すべての面で自分のことは自分であるという性格の持ち主であった。新聞の求人案内や広告、はり紙などを見ては履歴書を持って一人で直接出かけることを繰り返していたが、いずれの場合も就労には結び付いていない。この件があって以来、企業での就労意欲を喪失し、現在は福祉就労に従事している。

(3) その他の事例

以下の事例は最近の新聞紙上で取り上げられた知的障害者に対する人権侵害と思われる事件について、筆者の手元にある資料をもとに掲載された年月日順にその概要をまとめたものである。

性的暴行事件

被害者：岐阜県下の知的障害者更生施設へ入所中の20代後半の女性。

加害者：同学園の男性職員。

概要：1997年5月、同施設の作業室で性的な嫌がらせ行為を受けた<sup>(20)</sup>。

母親が息子を殺害した事件

被害者：愛知県在住で知的障害がある男性(63歳)。

加害者：被害者の実母(96歳)。

概要：1998年1月、特養ホームから一時帰宅して就寝していた被害者の首を絞めて殺害した。犯行の動機は自らの体力の衰えから世話ができなくなると考え、将来を悲観したためと見られている。

1998年6月、名古屋地方裁判所豊橋支部は懲役3年の判決を下した。

1998年10月、名古屋高等裁判所は一審判決を破棄して懲役3年(執行猶予4年)の

---

(20) 『朝日新聞』1998年6月24日。

判決を下した<sup>(21)</sup>。

裁判に長期間を要した窃盗事件

被 告：岡山県在住で聴覚と知的に障害がある男性（64歳）

罪 名：窃盗罪。

概 要：1980年9月ごろ、岡山市内の事務所で現金600円余を盗んだ疑いで逮捕、起訴された。

裁判の経過

1987年 岡山地裁の一審判決は「黙秘権の保障が本人に伝わっていない」として公訴を棄却した。

1991年 広島高裁岡山支部は一審判決を破棄して、審理を差し戻した。

1995年 最高裁は高裁判決を支持して、岡山地裁での審理のやり直しを命じた。

1997年 岡山地裁は「黙秘権などを理解させることは難しい。訴訟能力の回復状況を見るのが相当」として、公判停止を決定した。

1999年 検察側は公訴を取り消し、19年ぶりに解決した<sup>(22)</sup>。

年金詐欺事件

被害者：愛知県在住で知的障害がある女性（50歳）

加害者：愛知県在住の男性（43歳）。

概 要：加害者は1998年10月から99年6月にかけて、被害者の女性から、女性の二人の子供に支払われた障害者年金170万円をだまし取った<sup>(23)</sup>。

兄が弟を殺害した事件

被害者：北海道在住で知的障害がある男児（11歳）

加害者：被害者と同居している実兄（21歳）

概 要：2000年8月、兄が弟を殺害した。殺害の動機は知的に障害がある弟の将来を悲観したためと見られている。殺害後、加害者も自殺を図ったが失敗した<sup>(24)</sup>。

施設入所中の女性が出産

被害者：宮城県内の知的障害者施設に入所していた20代前半の女性。

加害者：不明。

概 要：1991年1月、女性は妊娠6か月と診断された。産婦人科の医師は墮胎は難しいと反対したが、施設の依頼で陣痛促進剤を投与して男児を出産させた。その後、この男児は死亡したとされているが、その原因と経過は不明のままである<sup>(25)</sup>。

---

(21) 同上，1998年10月1日。

(22) 同上，1999年9月4日。

(23) 同上（夕刊），1999年9月22日。

(24) 『中日新聞』2000年8月6日。

(25) 同上，2000年9月18日。

#### 車中置き去り事件

被害者：京都府在住で養護学校在学中の知的障害がある女子中学生（13歳）

加害者：京都市交通局のバス運転手。

概要：2000年9月、営業終了後に車庫へ入庫したが、運転手が車内を十分に点検しないまま施錠。このため女子中学生はバスの中に一晩中閉じ込められていた。翌朝、別の運転手が発見して帰宅させた<sup>(26)</sup>。

#### 障害児学級における体罰事件

被害者：愛知県内の公立中学校障害児学級生徒（複数）

加害者：同校の障害児学級担当教師（複数）

概要：2000年5月から9月まで、授業中に席へ着かない、問題が解けないなどの理由で、生徒に何十回と屈伸運動をさせたり頭をこぶしで叩くなどの体罰を加えていた<sup>(27)</sup>。

#### 現金詐欺事件

被害者：岐阜県在住で知的障害がある清掃作業員の男性（33歳）

加害者：住所不定で自動車販売業の男性（31歳）と飲食店員の男性（30歳）の2人。

概要：2000年7月、被害者の男性に対して、交通事故を起こしたので金を貸してほしいとそうを言って、消費者金融店などで合計80万円を借りさせ、だまし取った。加害者の男性はいずれも以前、被害者と同じ会社に勤めていて顔見知りであった<sup>(28)</sup>。

#### 売春強要事件

被害者：山形県内の福祉作業所に通う知的障害がある女性（20代後半）

加害者：同福祉作業所の所長（男性・38歳）と男性指導員（30歳）の2人。

概要：1999年6月から7月にかけて被害者の女性に売春行為を強要し、相手の男性が支払った現金6万円を全額受け取っていた。加害者の男性はこの女性に対して「客から誘われたら、断らずにホテルに行って金をもらってきなさい。言う通りにしないとご飯を食べさせない」などと脅迫していた<sup>(29)</sup>。

## 4 考 察

### (1) 軽視されやすい知的障害者の人権

知的障害者の人権について、裁判所の判断が求められた事件と筆者が独自に聞き取りによって調査を行った事例、そして最近の新聞紙上で報道された事件について取り上げた。

憲法や障害者基本法はもとより、他の諸法規や施策の面でも知的障害者への差別と偏見を除去し、

---

(26) 『朝日新聞』2000年8月3日。

(27) 『中日新聞』2000年10月12日。

(28) 『朝日新聞（夕刊）』2001年1月27日。

(29) 『山形新聞』2001年3月10日。副島法律事務所「知的障害者の人権と事件ニュース」No.13、2001年3月所収。

人権が尊重されなければならないとされているにもかかわらず、現実には実に数多くの人権侵害事件が発生している。

茨城県内と滋賀県内の企業で発生した事件、そして福島県内、東京都内、山形県内の福祉施設で発生した事件はいずれも特定の人物が長期間にわたって暴行や性的虐待などの人権侵害行為を繰り返す、被害者が複数であるという点で共通している。

この種の事件が発生した背景には複数の原因が考えられるが、最も大きな原因として企業や福祉施設の閉鎖的な体質を取り上げたい。知的障害者に対するこの種の人権侵害事件の再発を防ぐためには、原則として外部に対して開かれた企業経営や福祉施設の運営が求められる。企業で就労したり福祉施設に入所したりしている知的障害者の関係者や支援者が企業や福祉施設の関係者と必要に応じて面談したり内部を見聞したりすることができる制度が必要である。閉鎖状態を打破することが再発防止のための重要な第一歩である。

東京都内で発生した放火事件では知的障害者であるGさんが容疑者とされている。Gさんのように知的障害者が刑事事件の容疑者にされることは決して少なくない。

平成12年版の『犯罪白書』によれば平成11年における「交通関係業過を除く刑法犯で検挙された精神障害者（精神障害者の内訳は知的障害、精神病質、神経症とされている）は636人で、精神障害の疑いのある者は1,361人、これは全体の0.6%に相当する」<sup>(30)</sup>とされている。

このことは、先に取り上げた知的障害者の人権について裁判所の判断が求められた事件、及び現に係争中の事件はまさに氷山の一角にすぎないことを物語っている。また同白書には精神障害者の犯罪について「刑事裁判においては、精神の障害によって、自己の行為の是非善悪を弁別する能力を欠くか、又はその能力はあるがこれに従って行動する能力がない者は、心身喪失者として刑罰を受けることがなく、また、このような弁別能力又は弁別に従って行動する能力の著しく低い者は、心身耗弱者として、刑が軽減される」<sup>(31)</sup>とされている。しかし警察官による取り調べや裁判所における審理、判決は事例で見たように知的障害者の特質に対する配慮が必ずしも具体化されているとは限らない。

それは、「放火容疑事件」におけるGさんや「岡山県内で発生した窃盗事件」における男性のように、自らの意思を言葉で伝えることができないだけでなく、相手の言葉を聞き取ることや文章の内容を理解する力も不足していることに対する配慮が不十分であったという事例に見ることができ、600円余の窃盗事件に対して解決までに19年もの歳月を要したという事実がこの問題の深刻さを如実に物語っている。

また、筆者が実施した知的障害者に対する聞き取り事例では、勤務先の規模はいずれも従業員が50名以下の中小企業であり、しかもその大部分は10名以下の零細企業であった。そこには事業主と知的に障害がある従業員との間に一対一という関係が生じており、この両者の関係は外部に対して閉鎖的であるばかりでなく、力関係においても絶対的な差が生じている。

そのことはJさんやKさんの事例に顕著に表れている。事業主から虐待や侮辱的な言動が長期に

(30) 法務省法務総合研究所編『平成12年版犯罪白書』大蔵省印刷局、平成12年、236～237頁。

(31) 同上、236頁。

わたくしは継続して行なわれていたにもかかわらず、誰からも有効で効果的な支援を受けることができず、結果的に解雇に相当するような形で退職に追い込まれたJさんの事例、あるいは、漢字を読み取る力が不足していることを承知しているにもかかわらず、説明書を提示して自分で読んで理解するよう指示を受けたり、暗に自主退職を求められたりしたKさんの事例に見ることができる。

知的障害者の雇用、それは法定雇用率の達成だけでなく、社会連帯上からも不可欠なことではあるが、結果的に安い労働力、雇用調整要員（解雇要員）としての労働力に置き換えられる危険性も含んでいる。知的障害者の雇用が社会連帯の責務を果たすという大義名分のもとに、企業にとって都合の良い労働力の確保といった問題にすりかえられてはならない。この問題に対して根本的な解決を図らない限り、知的障害者の安定就労は望めない。

知的障害者の安定就労のための一つの方策として、米国で定着しつつある支援員制度が考えられる<sup>(32)</sup>。支援員制度とは、知的障害者に対する仕事上のサポートだけでなく、日々の生活面においてもサポートし、事業主に対しても対等な立場で知的障害者の安定就労を促す役割を担うものである。

新聞紙上で報道された事件については、いずれも知的障害者に対する人権侵害そのものである。その中でも特に親子間や兄弟間における殺害事件はその動機が将来を悲観したものであり、痛ましい限りである。知的障害者が自立して生きていくことが困難な現在の社会保障制度にこそ根本的な問題が存在しているように思われる。

## (2) 人権の尊重と雇用対策

知的障害者に対する差別と偏見の事例は枚挙にいとまがない。特に労働条件の最も重要な事項である賃金について最低賃金法の除外規定に基づく賃金、実質的な解雇を意味する退職の強要など、知的障害者が企業で働くうえでの問題は山積している。

この中でも特に賃金については深刻な実態が浮き彫りにされている。もとより賃金は日々の生活を維持し、労働を再生産するために絶対的に必要である。その賃金が知的障害者であるがために、法律で定められている最低賃金をも下回っているという現実がある。

最低賃金はその地域で暮らすために必要な最低の限度額を示したものであり、その限度額をも下回る賃金では健康で文化的な生活を維持することは不可能であることを意味している。1997年にNHK厚生文化事業団が全国規模で調査<sup>(33)</sup>を実施した内容においても、1998年に筆者が名古屋市内で調査<sup>(34)</sup>した内容においても、多くの知的障害者が低い賃金水準に置かれている実態が認められた。

また、リストラの名のもとに解雇されやすいのも障害者である。旧労働省の発表によれば過去5年間に解雇された障害者数は1995（平成7）年度・1,613人、96（平成8）年度・1,629人、97（平成9）年度・2,091人、98（平成10）年度・2,950人、99（平成11）年度・2,425人となっている<sup>(35)</sup>。

被解雇者の内訳が障害種別に明示されていないために、この数値の中に知的障害者がどの程度の比率で含まれているかは定かでない。しかし相当数の者が含まれていることは容易に推測することができる。

障害者、とりわけ知的障害者はその特性から新しい労働環境に順応できるようになるまでには長

時間を要する場合が多く、一度職を失うと再就職はことのほか困難を伴うことが多いという実態があることを銘記しておきたい。

障害者の法定雇用率は従業員が56人以上の民間企業にあっては1.8%と定められているが、2000年6月現在の平均雇用率は1.49%にすぎない。法定雇用率を達成していない企業は55.7%にも上っている。<sup>(36)</sup>この数値は前年の同時期と比較して0.4ポイント上回っており、過去最高となっている。

規模別では障害者雇用の受け皿的な役割を果たしていた中小企業で未達成企業が増加しており、不況の影響が知的障害者にとってきわめて深刻であることを物語っている。加えて、現に働くことを希望しているにもかかわらず、働く場がない知的障害者は21,473人を数えており<sup>(37)</sup>、行政当局による雇用施策は急を要する課題となっている。

知的障害者の人権擁護、とりわけ勤労の権利を保障していくためには、経済不況に伴う雇用低下を理由にしているだけでは問題の解決を図ることはできない。知的障害者の雇用拡大を図る打開策の一つとして、例えば「法定雇用率を達成しているか否かを公共事業への入札資格とする」<sup>(38)</sup>などの思いきった発想の転換が必要である。

### (3) 人権擁護活動の動向と新たな展開

障害者や高齢者に対する人権擁護の動きは全国各地で具体的に展開されている。この中でも特に「東京都社会福祉協議会による『東京都知的障害者・痴呆性高齢者権利擁護センター』（通称「ステップ」）が最も早く、1991年にスタートしている。その後、大阪府では『大阪後見支援センター』（通称「あいあいねっと」）、横浜市では『横浜生活支援センター』、名古屋市では『障害者・高齢者権利擁護センター』など、全国的に社会福祉協議会を中心とした権利擁護機関が相次いで設置されている」<sup>(39)</sup>。

また、これとは別に東京第二弁護士会、埼玉司法書士会、日本社会福祉士会など、関係各界においても障害者や高齢者の権利擁護のための取り組みが積極的に進められている。しかし、これらの機関には権利擁護のための活動が特定の地域に偏りやすいという課題も残されている。その課題を克服する意味も含めて新しい活動が展開され始めている。それは働く障害者の弁護士事務局や弁護

(32) 米国では知的障害者の職場定着を促すためにジョブコーチ（Job Coach）制度が確立されている。

(33) N H K 厚生文化事業団『知的発達に障害のある人たちの職業と生活に関する調査』1996年、34～103頁。

(34) 川上輝昭「知的障害者の就労に伴う権利擁護について」『全障研しんぶん』No.341、全国障害者問題研究会、1999年10月25日。

(35) 久保村日出男「障害者雇用対策の課題」『第8回職業リハビリテーション研究発表会論文集』日本障害者雇用促進協会、2000年、6～7頁。

(36) 『朝日新聞』2000年11月29日。

(37) 日本知的障害福祉連盟編『発達障害白書2000年版』日本文化科学社、1999年、109頁。

(38) 川上輝昭「知的障害者の就労3つの提案」『朝日新聞』2000年7月22日。

(39) 川上輝昭「権利保障としての社会福祉実践を創るために」浅井春夫、佐野英司編著『現代の社会福祉入門』保育出版社、2000年、204～206頁。



士事務所による相談窓口の設置などに見ることができる<sup>(40)</sup>。知的障害者に対する人権侵害の内容が複雑化してきており、かつ多岐にわたってきているだけに弁護士による専門的な役割が今後ますます重要になってくると思われる。

障害者に対する支援活動は専門機関や弁護士だけでなく、当事者へのエンパワーメント（Empowerment）の構造化も指摘されている。エンパワーメントの構造化とは障害者自身に力を与えることである。その有効な手段として期待されているのはアドヴォカシー（Advocacy）とオンブズパーソン（Ombuds - person）である。「アドヴォカシーとオンブズパーソンは権利擁護システムとして似ているが、アドヴォカシーは、あくまでも障害のある当事者の立場に立ってその利益や権利を最大限引き出せるように活動するものであるのに対して、オンブズパーソンは中立的な第三者として事柄の是非を判断し、是正を求める存在である」<sup>(41)</sup>と位置付けられている。この両者が効果的に機能すればエンパワーメントの構造化は確実に進展するものと思われる。

## 5 結 び

障害者の完全参加と平等をテーマとして繰り広げられた1981年の国際障害者年、それに引き続いて展開された国連・障害者の10年の取り組み等を通して、保護の名のもとに隔離され、阻害されていた知的障害者に社会参加への道が開かれるようになってきた。この流れは今後ますます拡大し、社会や地域で暮らす知的障害者は確実に増加していくものと思われる。障害の有無を越えて共に暮らす社会の実現はまさにノーマライゼーションの理念に沿うものであり歓迎すべきことである。しかし、その一方で前述のように人権侵害を受ける知的障害者が増大することも懸念される。

それを防止するためには、各種の人権擁護機関や支援団体及び個人がより一層知的障害者の人権擁護のために必要な役割を果たすこと、そしてエンパワーメントを進展させることが重要な基本である。

司法場における知的障害者の人権擁護について、米国においては近年、知的障害者専門の刑事や検事が続々と誕生し、被告の立場に置かれた知的障害者を捜査当局や行政が率先して救済に乗り出している<sup>(42)</sup>。知的障害者の人権擁護という立場から我が国においても学ぶべき点は多い。

戦後50年余の間、日本の社会福祉制度の根幹をなしてきた措置制度が改められて契約制度へと移行されることになった。このことは知的障害者の脱施設化や地域生活の定着と密接な関連があり、社会参加が進むにしたがって今後ますます知的障害者が被害者や場合によっては加害者になることも想定される。このような社会的変化に対応して知的障害者の人権を擁護し発展させるためには、すでに述べたように地域限定の支援センターや善意による支援だけでは限界がある。すべての地域や職場において知的障害者本人と支援者との間でお互いに顔の見える密接な関係のもとでの全国的

---

(40) 例えば、働く障害者の弁護士事務所には、東京中央区の「銀座通り法律事務所」、弁護士事務所における常設相談窓口としては東京都千代田区の「副島法律事務所」や名古屋市中区の「中谷法律事務所」などがある。

(41) 池原毅和「権利擁護制度利用の支援のあり方」『福祉労働』No.83, 1999年, 現代書館, 42頁以下。

(42) 野沢和宏「虐待に挑む - ミイリノイ州からの報告」『毎日新聞』2000年10月18～20日, 11月9日。

な支援のためのネットワークの構築とそれを支える専門のスタッフが不可欠である。その具体的な提案は別稿に譲りたい。

（かわかみ・てるあき 名古屋市立西養護学校 / 名古屋市立大学経済学部研究員）

【参考文献】

- (1) 船橋秀彦編『茨城の障害者問題研究』NO9，全国障害者問題研究会茨城支部出版部，1996年。
- (2) 子どもの権利条約の趣旨を徹底する研究会『子どもの権利条約と障害児』現代書館，2000年。
- (3) 松友 了著『知的障害者の人権』ミネルヴァ書房，1997年。
- (4) 中野善達著『国際連合と障害者問題』エンパワメント研究所，1997年。
- (5) 大曾根 寛著『成年後見と社会福祉法制』法律文化社，2000年。
- (6) 総理府障害者施策推進本部『21世紀に向けた障害者施策の新たな展開 障害者プラン・障害者基本法・新長期計画』中央法規出版，1996年。
- (7) スティーヴン・J・グールド著鈴木善次，森脇靖子訳『人間の測りまちがい』河出書房，1998年。
- (8) 山口光一著『ともに生き、ともに働く』ミネルヴァ書房，1997年。

●二一世紀を見据えた社会政策学の新しい方法論を提示  
社会政策学会誌第五号  
A5判・三〇〇頁・四〇〇〇円

## 自己選択と共同性——二〇世紀の労働と福祉

社会政策学会 第一〇〇回大会報告

経済格差とセーフティネット  
「雇用流動化論」の歴史的意思  
二〇世紀と福祉システム—日本を中心に—  
近代家族の形成・展開と自己変容—二〇世紀日本の生活経験—  
自己選択と共同性—何が議論されたか？—  
医療提供体制の問題と改革課題—  
—頻発する「看護事故」を切り口に—  
テクニシャン養成の現段階—  
個人単位の社会的セーフティネットを—  
リフレクティブ・プロダクション・システム—構想と実行の体系的再統合—  
戦前期日本の「小経営」と家族労働力—  
医療保険制度の「韓比較」—その特質と改革の動向を中心に—  
日本型「労働組合主義」労働の経営参加とその限界—  
欧州ワークスカウンシルと多国籍企業—  
情報・協議制度、コーポレート・ガバナンスと市場経済—  
アメリカの人事考課制度—  
—一九七〇年代以降のホワイトカラーの人的資源管理に関する影響分析—  
A comparative perspective on family policy developments  
in Britain and Japan—  
所 道彦

金子 勝  
佐口和郎  
玉井金五  
中川 清  
岩田正美  
西岡幸泰  
永田萬草  
大沢真光  
野原 光  
張炳元  
山垣真浩  
中野 聡  
片岡洋子

●国家社会政策から地域社会政策へ  
社会政策における国家と地域  
社会政策学会誌第五号  
A5判・二五〇頁・四〇〇〇円

## 社会政策における国家と地域

社会政策学会編

1 社会政策学における国家と地域……………堀内隆治  
2 原子力開発と住民……………菅井益郎  
3 雇用問題と社会政策……………経済構造調整期以降を中心に……………木村隆之  
4 コミュニティ・ユニオン—組織と活動……………高木郁朗  
5 福祉政策における国家主導から地域中心への移行……………大合 強  
6 二一世紀に対する社会政策学の課題……………世界国家地域……………荒又重雄  
7 地域介護様式の選択と介護保険制度……………平野隆之  
8 ウェルズ労働史におけるベンリオン争議……………久木尚志  
9 家族政策の国際比較……………所 道彦  
10 大卒女性のキャリアパスと就業環境……………森ます美・木下武男・遠藤公嗣  
11 フランス家族手当制度の歴史的生成過程……………宮本 悟  
12 国家公務員の勤務評定制度……………岡田真理子

●対抗文化を生み出した街・サンフランシスコを検証する  
岡部 一明著  
サンフランシスコ発・社会変革NPO  
A5変型判・二七〇頁・二六〇〇円

これまでアメリカにおける革新的市民運動をつくりだしてきた街・サンフランシスコのNPO活動を詳細に現場報告する。

御茶の水書房 〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 ▶価格は税別◀  
電話03(5684)0751/ http://homepage1.nifty.com/ochanomizu-shobo/